

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和2年第1回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番 富貴委員、9番 難波委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番、地目が田、面積は1,845㎡、外に田が6筆、畑が3筆の合計10筆で8,081㎡になります。渡人は、国東町北江の■■■■さん、受人は、国東町北江の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親から当該農地を譲り受け、管理・耕作するとなっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号2番 土地の所在は、武蔵町三井寺字■■■■番■■■■、地目が田、面積は925㎡です。渡人は、武蔵町三井寺の■■■■さん、受人は、武蔵町成吉の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、体調不良のためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号3番 土地の所在は、国東町原字■■■■番、</p>

事務局	<p>地目が田、面積は2,451㎡、外に田が4筆、畑が3筆の合計8筆で6,120㎡になります。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は国東町原の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住により管理できないためと、受人は、以前から耕作していた当該農地を引き受けるとなっています。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号1番から3番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号 申請番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>申請番号1番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>申請番号2番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>申請番号3番については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全件承認されました。</p>
議長	<p>次に議案第2号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第2号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定は、総数が44筆で54,640㎡、内訳としては、田が41筆で53,681㎡、畑が3筆で959㎡となります。</p> <p>新規設定は、40筆で46,044㎡、更新設定は、4筆で8,596㎡です。詳細につきましては、資料の3ページから5ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第3号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が32筆の39,749㎡で、内訳として田が29筆で38,790㎡、畑が3筆の959㎡となります。詳細につきましては、資料の6ページから8ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第3号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>



事務局	<p>申請番号1番 土地の所在は 安岐町中園字 [REDACTED] 番、地目は田、面積は2,368㎡です。申請人は、安岐町向陽台の [REDACTED] さんです。経営面積は、194,616.40㎡、申請事由は競売入札のためとなっています。</p>
議長	<p>議案第5号 農地の買受適格証明について、事務局より説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは質疑がないようなので、議案第5号 申請番号1番の農地の買受適格証明について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第5号 申請番号1番の農地の買受適格証明については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号2番 土地の所在は、国東町赤松字 [REDACTED] 番、地目が畑、面積は839㎡、外に畑が13筆の計14筆で8,373㎡になります。申請人は、国東町赤松の [REDACTED] さんです。申請事由は、農地として利用できない状況のためです。農用地区域内農地が7筆、農用地区域外農地が7筆です。</p>
議長	<p>議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 承認される方の挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

議 長

議案第6号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....